

## 議会運営委員会次第

日 時 令和6年10月22日（火）

午後2時 開議

場 所 第3・4委員会室

### 1 開会

### 2 議題

（1）流山市議会ICT推進基本計画・実施計画の見直しについて

（2）陳情の取り扱いについて

（3）クールビスの対応について

（4）その他

ア 政治倫理条例に「ハラスメント」を追加規定することについて

イ 定例会における常任委員会の開催順序について

ウ 議会広報広聴特別委員会の委員構成のあり方について

エ その他

### 3 閉会

流山市議会 ICT推進基本計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙1-1

〔計画期間：令和7年4月1日－令和11年3月31日〕

項目		番号	現在の条文で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除 削除し移動)	理由	提出 会派	結論
第1章 総論	1【計画策定の背景】	ア	基本計画（最後に参考資料として）に、平成21年10月の決議を添付する。	追加	平成21年に策定されたこの計画が、どのような議論や変遷をたどって今に至ったかを明確化することを提案いたします。	流政会	決議を添付する。
		イ	基本計画の当初制定した時期や改定履歴を付ける。	追加		流政会	改定履歴を記載する。

流山市議会 I C T 推進基本計画実施計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙 1 - 2

項目	番号	現在の実施事業で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/ 削除)	実施時期	理 由	提出会派	結論
1 【市民との情報共有の拡充】	ウ	1-1-1.④本会議中継を YouTube で行う	追加		映像を見るよりも、馴染みのある YouTube で見られる方が市民との情報共有がより拡充されるため。また本会議中継を YouTube で行う場合と現行システムで行う場合の費用コストの差についても調査・研究すべきではないかと思う。 参考市議会：大阪市会・安芸高田市議会・小樽市議会 ⑤参考市議会：青森市議会・草加市議会	流政会	取り下げ
	エ	1-1-1.⑤本会議中継の字幕を導入	追加		参考市議会：大阪市会・安芸高田市議会・小樽市議会 ⑤参考市議会：青森市議会・草加市議会	流政会	取り下げ
	オ	1-1-7.市役所第1庁舎1階ロビーにおける委員会中継の実施	削除		議会広報広聴特別委員会での協議結果により	自由民主党	削除
	カ	1-3-1.議会案内板の電子化	削除		議会広報広聴特別委員会での協議結果により	自由民主党	削除

流山市議会 ICT 推進基本計画実施計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙 1 - 2

項目	番号	現在の実施事業で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/ 削除)	実施時期	理由	提出会派	結論	
2	【市民参加による議会運営】	キ	2-1-1. SNSの公式アカウントの有効活用の研究・検討	削除		議会広報広聴特別委員会での協議結果により	自由民主党	削除
		ク	2-5. オンライン委員会の実施が可能となるよう関係例規を整備する。 →実施方法について調査研究を行う。	修正	令和7年3月		自由民主党	備考欄を修正
		ケ	2-6. オンライン議会報告会の実施が可能となるよう実施要綱を整備する。 →実施方法について調査研究を行う。	修正	令和7年3月	修正の上、議会広報広聴特別委員会に諮問すべき。また、実施方法の目途も無く要綱に記載するのは順序がおかしい	自由民主党	削除
3	【分かり易い会議の実現】	コ	3-3-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	修正	令和6年第1回定例会	要綱が改正され、執行部側の活用ができることとなったことから、備考欄の表現を改める。	流政会	備考欄を修正
		コ	3-3-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	修正		継続中とすべき。 また、執行部の利用は執行部の判断で行うべきものである。	自由民主党	

流山市議会 ICT 推進基本計画実施計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙 1 - 2

項目	番号	現在の実施事業で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/ 削除)	実施時期	理由	提出会派	結論
4 【議員の情報活用能力及び活用 環境の向上】	サ	4-1. 会議録の電子化、検索システム導入	修正		備考欄記載の件は実現されているので備考欄の記述内容を削除	自由民主党	保留
	シ	4-2. 先例集、市例規集、会議録（本会議、委員会）索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る →例規集、会議録（本会議、委員会）の電子化を図る	修正		例規集、会議録以上の拡大が難しく、記述を訂正の上、実施中とする。	自由民主党	備考欄を「例規集、会議録（本会議、委員会）の電子化を図る」に変更する。
	ス	4-3. 本会議場における情報端末の利用	修正	令和5年第3回定例会から	令和5年第3回定例会から全議員にタブレットを配付し活用が開始された。今後はさらに活用が促進されるよう議会運営委員会として協議を継続していく。	流政会	一部実施中とし、備考欄は現状のとおり
		4-3. 本会議場における情報端末の利用	削除		何を意味するのか不明だから	自由民主党	
	セ	4-5. インターネットを利用した情報収集・発信力の向上のための研修会	削除		実施している実績がないので項目として残す意味が不明	自由民主党	削除
	ソ	4-8. オンライン行政視察の実施	修正		実施時期が令和4年11月となっている意味が分からない。配付端末へのアプリの追加もまだ。	自由民主党	削除
	タ	4-9. オンライン研修会の実施	修正		実施時期が令和4年11月となっている意味が分からない。配付端末へのアプリの追加もまだ。	自由民主党	継続中とする。

流山市議会 ICT 推進基本計画実施計画見直しシート【会派提出集約版】

別紙 1 - 2

項目	番号	現在の実施事業で対象とすべき箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/ 削除)	実施時期	理由	提出会派	結論
5	【ペーパーレスの促進】	チ	5-6. 執行部からの提出資料の電子化	修正		実施時期を令和5年10月に訂正、実施中とすべき。また、備考欄の記述が5-1-2の減冊と重複しているので備考は削除すべき。	自由民主党
		ツ	5-11. 使用している紙枚数を把握し、公表する。	追加		数値による「見える化」を図るため。	流政会
		テ	5-12. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施	追加		4-5を中止とし、より具体的な形で新たに本項目を設ける。	自由民主党
6	【必要となる ICT 基盤の整備】	ト	6-1-1. 本会議場	修正	令和6年8月	(6-1-1) 全議員にタブレットが配付されたことから、タブレットを削除し備考文章を修正する。	流政会
		ナ	6-1-4. 議会フロアのインターネット接続環境の強化	追加	令和7年6月	インターネットへの接続端末の増加に回線が対応できていないので回線及び無線LAN機能の強化が必要のため	自由民主党
		ニ	6-6. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	修正	令和5年9月	実施中に変更、備考欄は削除	自由民主党
			6-6. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	修正	令和5年第2回定例会	(6-6) ①、②を削除し、③を残す。	流政会
ヌ	6-7. クラウド上に資料を共有する仕組みを構築	修正	令和5年9月	moreNoteにより実現されている事から実施中に変更、備考欄は削除	自由民主党		

# 流山市議会 I C T 推進基本計画

〔計画期間：令和 3 年 4 月 1 日－令和 7 年 3 月 31 日〕

## 第 1 章 総 論

### 1 【計画策定の背景】

本市議会では平成 2 1 年 3 月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年 4 月 1 日施行された。それを受けて、同年 1 0 月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（I C T）の推進を求める決議を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会 I C T 推進基本計画を策定するものとする。

### 2 【計画策定の目的】

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現に向けた有効手段のひとつとして、I C T 技術の積極的活用を推進する。

## 第 2 章 基本フレーム

### 1 【基本的な考え方】

議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会 I C T 推進基本計画は、以下の 4 点を基本事項とする。

- (1) 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

## 第 3 章 事業の展開

### 1 【個別の実施計画について】

基本フレームを実施するにあたり、「流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧」を作成し実施することとする。実施計画は、以下の 6 分野に基づき策定するものとする。

- (1) 市民との情報共有の拡充
- (2) 市民参加による議会運営
- (3) 分かり易い会議の実現
- (4) 議員の情報活用能力及び活用環境の向上
- (5) ペーパーレスの促進
- (6) 必要となる I C T 基盤の整備

### 2 【財源措置】

予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第 1 2 条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、議会費として要望する。

### 3 【計画の見直し】

- (1) 流山市議会 I C T 基本計画は 4 年ごとに見直すものとする。
- (2) 流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧については、2 年ごとに見直すものとする。

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
1. 市民との情報共有の拡充				
1-1. インターネットによる会議他の公開				
1-1-1. 本会議のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成18年9月	継続中		
①より見やすい様に視聴・録画再生のためのインターフェイスを見直す。	平成26年11月	平成30年11月 中止	平成30年11月	平成26年第4回定例会以降、業務委託先のシステム改修に伴い一部インターフェイスが変更されていますが、流山市議会としての改修は行っていない事から中止としました。
②中継・録画の画質改善を行う。	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、カメラを高画質のものに交換しました。
③議事録と録画の連携(議会ホームページリンク)	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議事録検索システムはASPサービスを利用している関係から、録画と連携するためにはシステムの独自開発が必要になり、費用の増大を招くとの判断から事業としての取り組みを中止しました。
1-1-2. 委員会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成23年11月	継続中		平成22年4月より一部特別委員会で試行し、Ustreamにより開始したが、サービスの有償化に伴いYouTubeに移行しました。カメラ操作の人員が確保できないことから、固定カメラによる議会側・執行部側の2画面構成で実施中です。
①議事録と録画の連携(議会ホームページリンク)	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議事録検索システムはASPサービスを利用している関係から、録画と連携するためにはシステムの修正が必要になり費用の増大を招くのみならず、録画データを編集作業の議会事務局職員の負担が生じることから事業としての取り組みは中止としました。
1-1-3. 会派代表者会議のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	会派代表者会議で議論されることを広く市民に公開する必要はない(公開できない情報も含まれる)との判断から中止としました。
1-1-4. 全員協議会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	全員協議会で説明・議論されることを広く市民に公開する必要はない(公開できない情報も含まれる)との判断から中止としました。
1-1-5. 議会報告会のインターネット中継(ライブ・録画)の実施	平成23年11月	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月	一部報告会で実施しましたが、報告会開催場所に十分なインターネット環境が無いこと、機器設営作業の負担、中継作業の確保などの問題があることから中止としました。
1-1-6. 議会議中継を見る日キャンペーンの実施	平成24年2月	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月	ホームページ、ツイッターにより試行しましたが、具体的な成果が確認できなかったことから中止としました。
1-1-7. 市役所第1庁舎1階ロビーにおける委員会中継の実施	未定	未着手		現在、本会議中継は行われていますが、委員会中継も同様に視聴できるようにします。
1-2. 議会ホームページの充実				
1-2-1. 議会日程のインターネットによる公表	平成23年8月	継続中		掲載範囲、掲載時期については、議会広報広聴特別委員会にて定期的に見直しを実施しています。
1-2-2. インターネット(ライブ&録画)中継を行う委員会等の会議資料を事前にWebサイトを通じて、市民に公開する。	平成23年4月	継続中		議案は事前公開を実施しています。
1-2-3. 議会の独自ドメイン取得	平成24年10月	継続中		議会独自のドメインを取得し運用中です。
1-2-4. 会派のWebサイトを作成	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	各会派で独自に取り組むべき課題であり、議会全体で取り組むべき課題ではないとの判断から中止としました。
1-2-5. 議員全員がWebサイトを持つ支援体制の確立	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	議員個々人で取り組むべき項目であり、議会全体で取り組むべき課題ではないとの判断から中止としました。また、容易に個人でWebサイトを立ち上げる環境も整備されています。
1-2-6. 議員個人のWebサイトへのリンク	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	令和元年7月8日の広報広聴特別委員会にて実施が決定され、9月5日から実施中です。
1-3. インターネット以外による情報共有の方策				
1-3-1. 議会案内板の電子化	未定	未着手		現在、市役所第1庁舎1階にホワイトボードで手書きで記載されているもののデジタル化を検討します。

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
2. 市民参加による議会運営				
2-1. SNSの有効活用のため議会の公式アカウントを取得する。	平成22年4月	実施済み		ツイッターのアカウントを取得していますが、議会としての中立性を保ったアカウントの管理が極めて困難であり、公式な予定などの情報発信としてのみ運用中で個別の問い合わせについての回答は行っていません。
2-1-1. SNSの公式アカウントの有効活用の研究・検討	未定	未着手		多くの議員・市民がスマートフォンからSNSを活用しており、議会としても発信チャンネルを拡充することは重要であり、議会を身近に感じてもらえる効果があると考えます。
2-2. 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	審議・議論を優先すべきであり、好ましくない影響もあることから、正式に中止としました。
2-3. 市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。	平成22年11月	一部実施 継続中	令和3年3月	議会報告会における質問・回答についてのみ実施中です。
2-4. インターネットによる議会アンケートの実施	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	インターネットによるアンケート実施はそのインフラ整備とアンケート用Webページの開発・維持に相当の費用が必要となることから、中止としました。
2-5. オンライン委員会の実施が可能となるよう関係例規を整備する。	未定	未着手		新型コロナウイルス感染症の流行や災害発生時などには、オンラインでの出席が可能となるよう関係例規の整備を行います。将来的には、議員が育児や介護により、登庁できない場合の選択肢ともなりえます。
2-6. オンライン議会報告会の実施が可能となるよう実施要綱を整備する。	未定	未着手		新型コロナウイルス感染症の流行下において、会議がオンラインで行われることも普及してきたので、議会報告会においても検討を行います。
3. 分かり易い会議の実現				
3-1. 電子採決システムの導入	平成22年9月	継続中		その後、平成26年12月に使用端末をスマートフォンからタブレットに切り替え、令和元年9月にタブレットからボタンでの採決に切り替えました。
3-1-1. 電子採決システムの改善	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、電子採決システムも更新しました。
3-2. 一般質問時のプレゼンテーションツールの有効活用	平成24年9月	継続中		実施要領を別途定めています。
3-2-1. 議場におけるプレゼンテーション環境の改善	令和元年9月	実施済み	令和3年3月	平成31年度に実施の議場音響システム更新時に、プロジェクター及び150インチのスクリーンを導入しました。
3-2-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	令和4年12月	未着手		執行部の自主性を尊重しつつ、分かりやすい議会の実現のため、執行部答弁時のプレゼンテーションツールの活用について、要領の改正を行います。
3-3. 委員会運営におけるにおけるプロジェクターの活用	平成20年4月	継続中		委員会において必要に応じて活用中です。
3-4. 委員会の協議会における動画の活用	令和4年11月	継続中		静止画像より、動画のほうが分かりやすいと思われる際には、委員長の議事整理権・秩序保持権の下、認めることとします。

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
4. 議員の情報活用能力及び活用環境の向上				
4-1. 会議録の電子化、検索システム導入	平成15年12月	継続中		検索における「発言者の指定」機能において時間が経つにつれプルダウンの行数が多くなり使いにくくなっています。五十音順などはより選択しやすい機能が求められています。
4-2. 先例集、市例規集、会議録（本会議、委員会）索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る	平成24年12月	一部実施 継続中	令和3年3月	市例規集・会議録については電子化済みですが、対象の範囲の拡大は検討していません。
4-3. 本会議場における情報端末の利用	未定	未着手		議会運営委員会として、協議を継続していくことを確認しました。
4-4. 委員会審査・協議会におけるパソコンの利用	平成20年4月	継続中		委員長の議事整理権の範囲で利用を許可しています。
4-5. インターネットを利用した情報収集・発信力の向上のための研修会	平成23年度	必要に応じて その都度実施	令和3年3月 令和4年11月	新人議員については選挙後の研修で必要な範囲の説明をしています。ICTを推進するためには、その目的と方法について、知識を深める必要があるため、研修会、体験会を原則1年に1回開催します。
4-6. 新聞記事検索データベースの活用	未定	平成30年11月 中止	平成30年11月	ニュース集約サイトやニュースアプリの充実があり、議会全体で取組む必要があるとは考えられないことから中止としました。
4-7. 発言通告書のメール提出	令和4年11月	継続中		現在の事務フローにおいては、メールによる提出が馴染まない部分があり、病気などのやむを得ない場合に限り、議長への申し入れ、許可の下、通告予備日に提出可能とします。
4-8. オンライン行政視察の実施	令和4年11月	継続中		相手先の都合、新型コロナウイルス感染症の流行や議員が出張できない事情がある場合には、オンラインによる参加も認めることとします。
4-9. オンライン研修会の実施	令和4年12月	継続中		講師の都合、新型コロナウイルス感染症流行や議員が出張できない事情がある場合には、オンラインによる参加も認めることとします。

実施事業	実施時期	状況	見直し時期	備考 (現在の状況の補足、中止などの理由)
5. ペーパーレスの促進				情報端末の導入(6-6)までには、5-1から5-6及び5-8について、原則電子化を目指します。 地方自治法の定めにより書面扱いとなるもの、印影のあるもの等、紙が必要な場面のみを例外とします。 電子化にあたっては紙からPDFに変換するプロセスが発生しないようにします。
5-1. 予算説明書・決算書の電子化	平成17年3月	継続中		電子化したものを市のホームページで公開しており、それを取得し利用可能としていますが、紙ベースのものも配布は継続中です。
5-1-1. 予算決算指摘要望事項の電子化	平成21年10月	一部実施 継続中		議会内の扱いは電子化されやり取りしていますが、執行部への提出は書面で行われています。
5-1-2. 減冊の検討	令和4年3月	未着手	令和3年3月 令和4年11月	既に電子化が行われていることから、議会内で減冊の可否について協議し、その結果に従い執行部に実施を求めていきます。また、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。
5-2. 予算・決算審査資料の電子化	平成23年度	一部試行の上 平成30年11月 中止	平成30年11月 令和4年11月	一時、議会議務局作業にて執行部提出の資料を電子化(PDF化)し配布していましたが、議会内の協議の場でも統一の要求も特になく中止となりました。なお、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。
5-3. 議案書の電子化	平成24年6月	継続中		電子化したものを市のホームページより取得し利用可能としていますが、紙ベースのものも配布は継続中です。
5-4. 予算要望の電子化	平成21年3月	継続中		施策体系ごとに各会派より電子データで提出していますが、執行部よりの回答は紙ベースとなっています。
5-5. 発言通告書の電子化	平成23年4月	継続中		事前確認段階などにおいて電子メールなどにより電子化したものをやり取りしていますが、通告自体は最終的に紙に印刷したもので行っています。電子化に際し、取り扱いの容易性を確保するために用紙のサイズをB4からA3に変更しました。
5-6. 執行部からの提出資料の電子化	令和4年3月	未着手	令和3年3月 令和4年11月	執行部で電子化済みの文書のうち、議会内でペーパーレス対応できる文書(財政白書・行政報告書・各種計画など)について議会内で減冊・廃止の可否について協議し、その結果に従い執行部に実施を求めていきます。また、年1回程度、各議員へアンケートを行い、その結果に基づいて減冊を行います。電子化すべき具体的な書類は提案会派から別途、案を提示します。
5-7. 会議録の減冊	平成27年2月	継続中		会議録検索システムがあり全員に配布する必要性が低いことから、各会派1冊ずつ配布することとしています。
5-8. 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化	平成23年4月	継続中		電子メール対応可能な議員についてのみ会議通知を行っていますが、各種式典等は主催者があり、紙ベースでの対応となっています。
5-9. 議員履歴の電子化	平成23年4月	中止	平成30年11月	個人情報であり、電子化はその漏洩リスクにつながることから行わないこととしました。
5-10. 報酬明細の電子化	平成23年度	継続中		電子メール対応可能な議員についてのみ月額報酬について行っていますが、期末手当は同封書類などの関係で紙ベースです。
6. 必要となるICT基盤の整備				
6-1. 議場内LANの整備				
6-1-1. 本会議場	平成22年9月	継続中		本会議場への携帯電話・タブレット・パソコンの持込は禁止されています。LANはあくまでも電子投票を行うためだけのものであり、外部との通信は一切できません。
6-1-2. 議事堂(本庁舎4階の議会棟)	平成23年度	継続中		当初は議員自身が設定を行っていましたが、現在は事務局において一括管理しています。また、この環境を使用してYouTubeによる議会中継を実施しています。
6-1-3. 庁内LAN(イントラネット)への議員の限定アクセス許可	平成24年10月	中止	平成30年11月	執行部側イントラネットには総務省からの指導で高度なセキュリティ対策が設定されており、議員の側からのアクセスを許可することはこれに反することから中止としました。
6-2. スマートフォンを全議員に配布	平成22年9月	中止	平成30年11月	通話・電子メール等の活用に関して様々な角度から協議を行いましたが、その利用に際して公私の区別(費用の負担)の問題から活用には無理があり、電子投票専用端末として使用し、その後タブレットへの置き換えに伴い利用を中止しています。
6-3. 情報端末(タブレット)を全議員に配布	平成24年6月	中止	平成30年11月	タブレットを全員に配布しましたが、現在は電子投票専用端末として運用しています。
6-4. プリンター及びスキャナーを各会派に配備	平成24年4月	中止	平成30年11月	本来各会派で政務活動費で実施するものであること、設定を行えばコピー室のプリンターへの出力が可能なこと、コピー室の複合機でスキャン作業が実施できることから、必要性が生じず中止としました。
6-5. 複合機をコピー室に導入	平成28年1月 (現機種導入)	実施済み		紙資料を電子化する機能を備えた複合機をコピー室に設置し、議員にもその利用を認めることで対処しています。
6-6. 情報端末を全員(議員、職員)に配付	令和5年10月	未着手	令和4年11月	①情報端末の職員への配付 -1 情報化及び情報端末を整備する目的を、執行部と共有します。 -2 職員へ情報端末を配付することについて、執行部と合意形成を図ります。 -3 執行部が予算化し、購入配付します。 ②情報端末の議員への配付 -1 費用負担を明確化し、購入配付します。 ③必要に応じ、導入済自治体への行政視察、説明会を行い、情報端末機器の活用について研究、検討を行います。
6-7. クラウド上に資料を共有する仕組みを構築	令和5年10月	未着手	令和4年11月	①クラウド上にファイル共有の場を用意し、 -1 執行部と電子でデータ共有できる環境を整備します。 -2 各議員に自動で通知をする環境を整備します。 -3 IDを発行しセキュアな環境を整備します。 ②予算化及び構築 -1 議会費予算要望へ計上します。 -2 令和4年度予算へ計上します。 -3 令和4年度中に仕組みを構築します。 ③必要に応じ、導入済自治体への行政視察、説明会を行い、情報端末機器の活用について研究、検討を行います。

## クールビズ対応(期間5月1日から10月31日まで)について

夏場に空調温度を高めを設定するクールビズへの対応基準を以下のとおりとする。女性議員の服装については、下記を参考にカジュアルとにならないよう各自配慮する。

	本会議	委員会 協議会 全員協議会 議案説明会 (傍聴を含む)	視察対応 ※注1	備考
上着 (ジャケット)	入場時、 登壇時 着用	自由	←	本会議での着用は一日の最初の議場入場時のみ。開会直後に議長より当日の上着着用自由の案内を行う。ただし、登壇時にはこれに関わらず着用。
議員 バッチ	上着着用時 には着用	←	←	
ネクタイ	自由	←	←	
シャツ	半袖・長袖の Yシャツに 限る	←	←	ポロシャツ、TシャツなどYシャツ以外は不可。
ズボン	スラックス も可	←	←	上着と揃いでなくても良いがジーンズ、コットンパンツは不可。
靴	短靴に限る	←	←	作業靴、スニーカー(運動靴)の他カジュアル性の高いものは不可。
扇子	自由	←	←	団扇は不可。
熱中症予 防飲料水 の飲用	ペットボトルの 水・お茶	←	接待用として議会事務局が提供するもの	ペットボトルからの飲用に際しては使い捨てのコップ(硬い材質の物は不可)を各自用意使用のこと。 ※注2

注1:他市等視察で訪問の場合は、受入市(先)の基準に従う。

注2:流山市議会傍聴規則では傍聴者の飲食は禁じられているが、熱中症予防の観点から議員と同様とし、その旨クールビズ期間中掲示を行うこととする。

## 【その他】

1. 議員バッチ以外の各項目については特別に事情の無い限り執行部も同様とする。
2. 平成29年度以降は、クールビズ対応の内容変更がなければ、議会運営委員会にかけることなく、執行部と同時期に対応可とする。
3. 本件は、議長の秩序保持権(流山市議会会議規則第159条)に関する事項とし、議長から議会運営委員会に協議依頼された。

現行版  
平成29年8月29日 議会運営委員会決定

## 改正案

令和6年10月22日

## クールビズ対応（期間5月1日から10月31日まで）について

夏場に空調温度を高めを設定するクールビズへの対応基準を以下のとおりとする。女性議員の服装については、下記を参考にカジュアルとならないよう各自配慮する。

	本会議	委員会 協議会 全員協議会 議案説明会 (傍聴を含む)	視察対応 ※注1	備考
上着 (ジャケット)	入場時、登壇 時着用	自由	←	本会議での着用は一日の最初の議場 入場時のみ。開会直後に議長より当 日の上着着用自由の案内を行う。た だし、登壇時にはこれに関わらず着 用。
議員バッチ	上着着用時には 着用	←	←	
ネクタイ	自由	←	←	
シャツ	半袖・長袖の Yシャツに限る	←	←	ポロシャツ、TシャツなどYシャツ 以外は不可。
ズボン	スラックスも可	←	←	上着と揃いでなくても良いがジーン ズ、コットンパンツは不可。
靴	短靴に限る	←	←	作業靴、スニーカー(運動靴)の他カ ジュアル性の高いものは不可。
扇子	自由	←	←	団扇は不可。 <u>ハンディ扇風機は音な ど各自配慮して使用すること。</u>
熱中症予防飲料 水の飲用	ペットボトルの 水・お茶	←	接待用として議 会事務局が提供 するもの	ペットボトルからの飲用に際しては 使い捨てのコップ(硬い材質の物は 不可)を各自用意使用のこと。 ※注2

注1：他市等視察で訪問の場合は、受入市(先)の基準に従う。

注2：流山市議会傍聴規則では傍聴者の飲食は禁じられているが、熱中症予防の観点から議員と同様とし、その旨クールビズ期間中掲示を行うこととする。

## 【その他】

1. 議員バッチ以外の各項目については特別に事情の無い限り執行部も同様とする。
2. 平成29年度以降は、クールビズ対応の内容変更がなければ、議会運営委員会にかけることなく、執行部と同時期に対応可とする。
3. 本件は、議長の秩序保持権（流山市議会会議規則第159条）に関する事項とし、議長から議会運営委員会に協議依頼された。(平成29年8月29日当時)

令和6年 月 日 議会運営委員会決定